

指定緊急避難場所・指定避難所の災害種別ごとの指定基準

- 指定緊急避難場所

(1) 土砂災害

ア

避難を想定している建物（公園であれば敷地）が土砂災害危険箇所又は土砂災害警戒区域・特別警戒区域外にある。

イ

避難を想定している建物（公園であれば敷地）が土砂災害危険箇所又は土砂災害警戒区域内にあるが、建物の構造がＲＣ造・ＳＲＣ造で２階以上へ避難可能なスペースがある。

(2) 高潮

ア

避難を想定している建物が浸水想定区域外にある。

イ

避難を想定している建物が浸水想定区域内にあるが、避難可能なスペースが想定浸水深以上の所にある。

(3) 洪水

ア

避難を想定している建物が浸水想定区域外にある。

イ

避難を想定している建物が浸水想定区域内にあるが、避難可能なスペースが想定浸水深以上の所にあり、建物の構造がＲＣ造・ＳＲＣ造である。

ウ

浸水想定がない河川については、市が把握する過去の災害履歴や地域の方から聞いた危険箇所・災害履歴を掲載した「ぼうさいマップ」などから判断する。

(4) 地震・津波（地震と津波は、同時に発生する可能性が高いことから、原則、両方の要件を満たす場合について指定する。）

地震

ア

建物が、新耐震基準（昭和56年）を満たしている。

津波

ア

建物が海拔5m以上の所にあり、かつ、浸水想定区域外にある。

イ

建物が海拔5m以下にある又は、浸水想定区域内にあるが、建物の構造がＲＣ造・ＳＲＣ造で、避難可能なスペースが想定浸水深（浸水想定がない場合は海拔3.6m）以上の所にある。

指定避難所

災害の状況や気象状況、施設の状態を考慮しながら安全性を確認して開設することから、原則、災害種別ごとの指定基準は設けないが、「地震・津波」については、余震の可能性があり、その予測が困難なことや余震に伴う津波の発生が予想されることから「地震・津波以外」と分けて指定する。

「地震・津波」の指定基準は、指定緊急避難場所の「地震・津波」の指定基準に準ずる。